

# 四日市市議会BCP（業務継続計画）

令和2年8月

令和3年12月23日改訂  
令和4年4月21日改訂

## 1 業務継続計画の必要性和目的

二元代表制の趣旨に則り、議決機関及び住民代表機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、市民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう、体制整備を行う。

## 2 災害時の議会及び議員の行動方針

### (1) 議会の役割

- ①迅速な災害復旧に向け、市との災害情報の共有、協力・連携体制を整える
- ②地域の被災状況等の情報収集及び整理、市の災害対策本部との情報共有
- ③国、県、その他関係機関に対する要望活動
- ④復旧に向け必要な予算の審議

※定足数に足る有効な議決ができる会議の開催

### (2) 議会災害対策会議

#### ①議会災害対策会議の設置・組織

ア 議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各派代表者をもって組織する。

イ 市域で震度5強以上の地震が発生したときに設置する。また、市の災害対策本部が非常体制を配備した場合又は大規模感染症の発生等により市の健康危機管理対策本部が設置され、市内で重大な健康被害が発生した場合（恐れを含む。）、議長の判断で議会災害対策会議を設置することができる。

ウ 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。

エ 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を代理する。

オ 議会事務局職員は、議会災害対策会議の補佐をする。

カ 議会災害対策会議は、議長室に設置する。

キ 大規模感染症が発生した場合や登庁が困難な場合には、オンラインを利用したテレビ会議システムにて行う。

#### ②議会災害対策会議の任務

ア 被災状況の情報収集などに関すること

イ 議員の安否に関すること

ウ 議員の参集に関すること

エ 本会議及び委員会の開催に関すること

オ 本会議及び委員会等の協議事項に関すること

カ 市の災害対策本部又は健康危機管理対策本部との連携に関すること

キ その他災害対応に必要と考えられること

### (3) 議員の役割

①自らの安否を議会事務局へ連絡すること

②地域の災害救援活動及び復旧活動に協力・支援すること

③地域の被災情報を議会災害対策会議へ提供すること

### 3 市の災害対策本部等との連携

- (1) 議長は、必要に応じて市長と協議する。
- (2) 議員は、緊急の場合を除き、原則として市の災害対策本部等へは直接連絡しないこととする。
- (3) 議長は、必要に応じて、市の災害対策本部等にオブザーバーとして参加する。
- (4) 職員は、市の災害対策活動要領等により速やかに災害応急対策を実施する。

### 4 想定する災害（BCPの発動要件）

- (1) 地震（市域で震度5強以上）
- (2) 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害及び津波などで、局地的又は広範囲の災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
- (3) 大規模テロ、大規模感染症、大規模火災などで大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

### 5 議会の防災訓練の実施

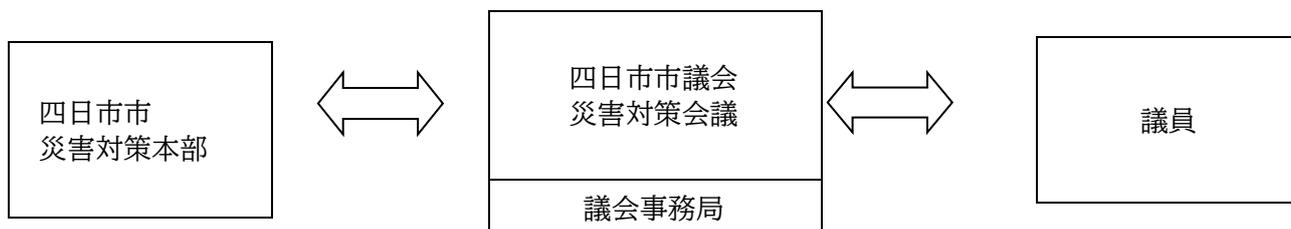
本BCPの実効性の向上及び平常時から災害に対する意識の向上を図るため、議員及び議会事務局職員を対象とした防災訓練（安否確認訓練・図上訓練等を含む）を、年1回程度実施する。

### 6 四日市市議会BCPの見直し

本BCPに基づく必要資源の確保、防災訓練などの実施により得られた情報や、新たに発見された課題などを、適宜計画に反映させる。

## 7 地震・風水害編

### ○市の災害対策本部との連携イメージ



※ 議員と市の収集した情報を災害対策会議で共有し、市災害対策本部と連携を図る。

※ 議員からの情報収集及び要望などは、市災害対策本部ができる限り災害対応に専念できるよう、災害対策会議を窓口として行うこととする。

#### (1) 議員の行動基準

- ア 自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保する。
- イ 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ウ 自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- エ 議会事務局へ安否の報告を行う。
- オ 連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

#### (2) 議員の参集（参考資料）

議員は、議会災害対策会議、または会議等で参集する必要がある場合は図のとおりとし、自身と家族の安全を確保した上で参集することとする。

自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

#### (3) 議会事務局の体制

##### ①議会事務局の行動基準

- ア 傍聴者及び来庁者等の避難誘導、被災者の救出・支援
- イ 議員及び議会事務局職員の安否確認
- ウ 議場及び各委員会室等の被災状況の確認
- エ 会議場所の確保
- オ 議会災害対策会議の開催準備
- カ 市の災害対策本部との連絡体制の確保
- キ 災害関係情報を収集・整理
- ク 報道対応など
- ケ 議会事務局は、議長の指示を受け、議会災害対策会議の事務を補佐する

##### ②議員への安否確認方法・確認事項

- ア 大規模災害発生後、議会事務局から全議員の yca メールに「地震発生と安否確認依頼」に関するメールを一齐送信する。各議員に対し、「メール」「グループウェア」「電話」「FAX」のいずれかの使用可能な方法で安否確認連絡を求める。
- イ 返信のない議員に対しては、個別に再度連絡を行う。
- ウ 議会事務局において情報を取りまとめ、議長に随時状況報告を行う。
- エ 安否確認事項は、「議員氏名」「本人の被災状況」「居宅の状況」「本庁舎参集の可否」「今後の議会事務局からの連絡方法」などとする。

### ③職員の参集

災害対策活動要領及び四日市市業務継続計画に基づき参集し、災害応急対策を実施するとともに、議会の機能維持を図る。

#### (4) (災害発災時の行動基準表)

初動期（BCP発動時からおおむね3日）

＜災害が会議中に発生した場合＞		
議会の行動	議員の行動	議会事務局職員の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の休憩又は散会</li> <li>・ 対策会議の設置</li> <li>・ 対策会議の活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身、傍聴者等の安全確保</li> <li>・ 待機又は退庁</li> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身、議員、傍聴者等の安全確保</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>

＜災害が会議時間外に発生した場合＞			
議会の行動	議員の行動	議会事務局職員の行動	
		勤務時間中	平日夜間、土日祝日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の設置</li> <li>・ 対策会議の活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者の安全確保</li> <li>・ 議会事務局に安否報告、自宅待機</li> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員・来庁者の安全確保</li> <li>・ 議員の安否確認</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局への参集</li> <li>・ 議員の安否確認</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>

応急期（4～10日）

議会の行動	議員の行動	議会事務局職員の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の活動 （初動期から継続）</li> <li>・ 市の災害対策本部へ情報提供</li> <li>・ 被災状況を議員に伝達</li> <li>・ 今後の取り組みや日程について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続）</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続）</li> <li>・ 市の災害対策本部と連絡・連携</li> <li>・ 災害関係情報を収集・整理</li> <li>・ 報道対応</li> </ul>

復旧及び復興期（11日目以降）

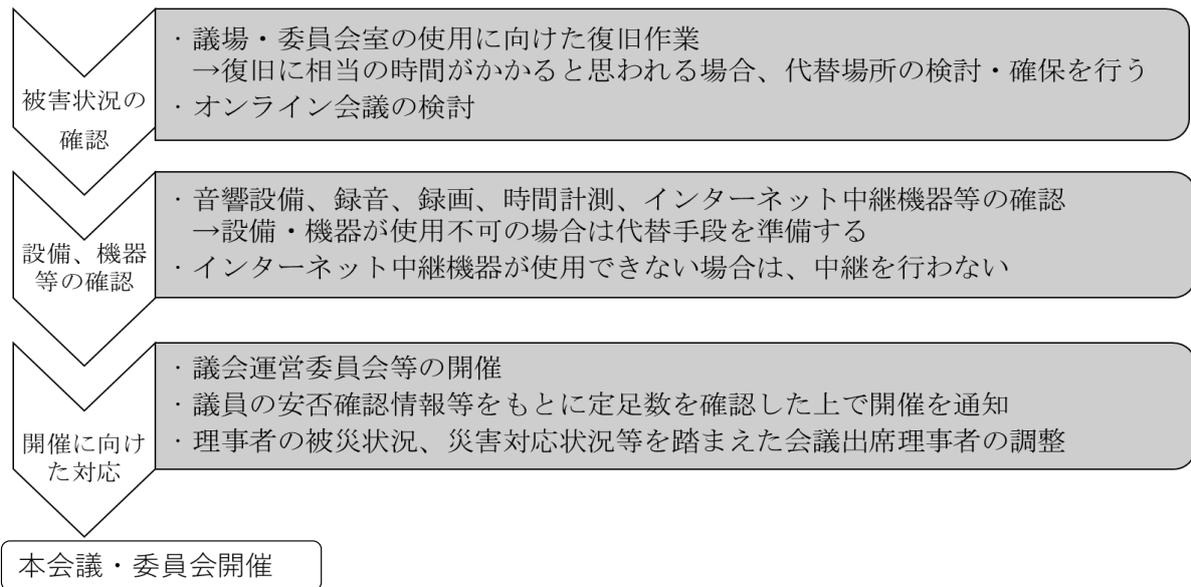
議会の行動	議員の行動	議会事務局職員の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の活動 （初動期から継続）</li> <li>・ 市の災害対策本部と連絡・連携</li> <li>・ 復旧・復興に向けた提案・提言</li> <li>・ 関係機関等に対する要望活動</li> <li>・ 議会開催について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続）</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続）</li> <li>・ 会議への参集、議案の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続）</li> <li>・ 市の災害対策本部と連絡・連携</li> <li>・ 災害関係情報を収集・整理</li> <li>・ 報道対応</li> <li>・ 議会開催に向けた準備</li> </ul>

(5) 災害時の会議等の開催判断

会議の開催中においては会議の協議により、開催前においては招集権者が、当該会議の継続・中断又は会議の開催の可否を判断する。

(6) 議会機能の維持

議会事務局職員は、議会事務局の施設、設備の被災状況を確認し、市の災害対策本部に状況を報告するとともに、議会機能を維持するために以下の対応を行う。



会議の定足数及び議員に欠員が生じる事態に備えて

**議会の成立**

- (1) 議会の成立とは、現職議員数が、会議を開くための必要数に達していること。議員定数の半数以上。
- (2) 議員の身分の喪失事由は次のとおり。  
ア 任期満了、イ 選挙・当選の無効、ウ 被選挙権喪失、オ 兼業・兼職の禁止違反、カ 辞職、キ 除名、ク 議会の解散（解散請求、長の解散、自主解散） ケ 解職請求による解職、コ 死亡

**本会議**

- (1) 定足数は 17 人（定数（34 人）の半数以上）（地方自治法第 113 条）
- (2) 補欠選挙が必要となる欠員数は 6 人  
※議員に欠員が生じたときは、公職選挙法第 111 条の規定により、欠員を生じた日から 5 日以内に、議長から選挙管理委員会へ通知しなければならない。また、不足数が議員定数の 6 分の 1 を超えるに至ったときは、選挙管理委員会は、同法第 113 条の規定により、補欠選挙を行うことになる。

**委員会**

- (1) 定足数は委員定数の半数以上（四日市市議会委員会条例第 14 条）
- (2) 委員に欠員が生じた場合  
委員会付託を行わない、委員の所属を変更するなどの対応を検討する

## (7) 審議を継続するための環境の整理

### ①オンライン会議開催の準備

参集が困難な場合に備え、オンライン会議を開催するための準備をしておく。

- ・通常時からのオンライン会議の開催（設営、操作の習熟）

<必要な物品>

タブレット端末、ZOOM ライセンス、集音用マイク、ウェブカメラ

### ②本庁舎の建物・設備

本庁舎の建物及び給排水・空調設備等が使用できない場合、施設の被災状況を踏まえ、議長が最終的に会議の開催場所を決定し、各議員に通知する。状況によっては、屋外での開催も検討する。

#### 代替場所の参考事例

宮城県議会では、東日本大震災の発生時に議会庁舎玄関前において急遽本会議を開催し会期の延長を決定したほか、陸前高田市では、震災後に中学校（陸前高田第一中学校 教室）で臨時会を開催している。

会議の開催場所の候補地は、震災による津波被害を想定して、津波避難ラインである海拔5メートルより高い位置にある施設を基本として候補地を検討する。

なお、災害が津波被害を伴わない場合もあり得ることから、海拔5メートル以下の施設も候補地として検討しておく。

<代替地想定候補>

海拔 5m より高い	海拔 5m 以下
少年自然の家、農業センター、茶業振興センター、幼稚園（四日市、桜、三重、三重西、八郷中央、下野、泊山、大矢知、高花平、笹川中央、海蔵、内部、神前）	勤労者・市民交流センター、泗翠庵、博物館

<求められる環境>

- ・議員、理事者、傍聴者等の出席者の安全が確保されていること。
- ・出席者を収容できる広さを有していること。
- ・屋内の会議室等、平穏な議事進行が確保できる環境が望ましい。
- ・会議が傍聴できること、また、秘密会の際に適切な対応がとれること。

### ③議会開催に必要な準備

代替施設や屋外での会議も想定し、必要な物品は、災害時に持ち出しやすいように、平時から準備しておく。

<必要な物品>

- ・モバイルバッテリー、乾電池など電源用資材
- ・ポータブルワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイクなど会議用音響機器
- ・ICレコーダー、USBメモリー、SDカードなど記録用媒体
- ・ストップウォッチ（発言時間計測用）、罫紙、筆記用具などの文具類

### ④その他

<他市議会との連携>

災害時等緊急時における近隣自治体との連携（災害時の議会運営相互応援体制の構築など）について、引き続き検討を行う。

## 8 情報の的確な収集・共有

### (1) 地域の災害情報の収集等

議員は、地域での救助活動に協力するとともに、情報収集・整理に努める。

### (2) 情報の共有

- ① 議会災害対策会議からの情報提供については、メール又はグループウェア等により提供す

- る。
- ② メール又はグループウェア等が使用できない場合には、LINE等のSNSやZoom等のテレビ会議システムを利用する。
- ③ ①及び②のいずれの手段も使用できない場合には、適宜連絡手段を確保し連絡体制を整える。

## 9 大規模感染症編

### (1) 議員の基本的行動

議員は、市内で感染が発生している状況においては、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、別途定める対応方針を踏まえた上で、次の活動を行う。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動にあたるものとする。

- 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- 感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は、必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- 感染者が増加傾向にある場合は、不要不急の外出を自粛する。
- 議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記にかかわらず災害対策会議の業務にあたる。
- 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- 議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

### (2) 発生時期に応じた議員の基本的な行動

感染者散発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び家族等の健康状態を把握する。</li> <li>・体調不良の場合は、登庁及び外出を控える。</li> <li>・登庁及び外出時は、マスク等を着用し、手洗い等感染予防対策の徹底を図る。</li> <li>・接触確認アプリの活用などで、自身の感染状況の把握に努める。</li> </ul>
感染者増加傾向 警戒強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議は、三密を避けるとともに、オンラインの活用を努める。</li> <li>・当面の議会活動について検討する。</li> <li>・住民から収集した市への要望等については、議長を通じて行う。</li> </ul>
感染者急増 対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集する会議は最小限とし、オンライン会議を活用する。</li> <li>・不要不急の外出を自粛する。</li> <li>・感染拡大防止対策を講じていない施設での会議出席を自粛する。</li> <li>・感染拡大地域との往来を自粛する。</li> </ul>
感染爆発 医療ひっ迫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出を自粛する。</li> <li>・県外との往来は自粛する。</li> <li>・市業務継続計画に基づく業務体制へ移行していることが想定されるため、状況を踏まえ、執行部の負担軽減に配慮する。</li> </ul>

### (3) 参集基準及び方法（参考資料）

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で、速やかに参集するものとする。

なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

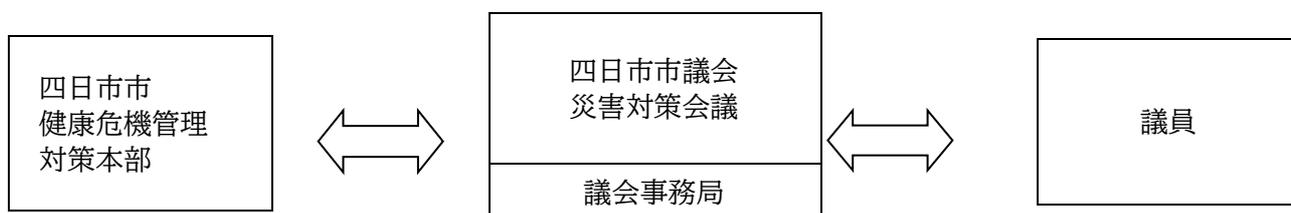
### (4) 議会の体制（災害対策会議の設置）

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の健康危機管理対策指針に位置付けられた健康危機管理対策本部の設置後、健康被害の状況と必要に応じて議長判断により災害対策会議を開催する。

(5) 市健康危機管理対策本部との連携

議員と市の収集した情報を災害対策会議で共有し、市健康危機管理対策本部と連携を図る。議員からの情報伝達及び要望などは、災害対策会議を窓口とする。

○市の健康危機管理対策本部との連携イメージ



※ 議員と市の収集した情報を災害対策会議で共有し、市健康危機管理対策本部と連携を図る。

※ 議員からの情報収集及び要望などは、市健康危機管理対策本部ができる限り対応に専念できるよう、災害対策会議を窓口として行うこととする。

(6) 発生時期に応じた議会事務局職員の基本的な行動

感染者散発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び家族等の健康状態を把握する。</li> <li>・体調不良の場合は出勤を控える。</li> <li>・県内発生に備え、必要物品等の状況確保を行う。</li> <li>・消毒液の設置、マスク着用の徹底を図る。</li> <li>・執務室の定期的な換気を実施する。</li> <li>・感染拡大地域との往来については、不要不急の往来を避ける。</li> </ul>
感染者増加傾向 警戒強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差出勤、分散勤務、交代勤務の導入など、感染症対策に努める。</li> <li>・市健康危機管理対策本部等と連携し、情報収集を行う。</li> <li>・会議は三密に配慮するとともに、書面・オンライン会議を活用する。</li> <li>・タブレット端末を活用し、議員に対して積極的な情報提供を行う。</li> </ul>
感染者急増 対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて優先度の高い通常業務を絞り込む。</li> <li>・参集する会議は必要最低限とし、オンライン会議を活用する。</li> <li>・感染・まん延防止のため、議会フロアの定期的な換気を実施する。</li> <li>・三密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出又は出席は自粛する。</li> </ul>
感染爆発 医療ひっ迫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階時の行動基準を継続する。</li> <li>・外出を自粛する。</li> <li>・県外との往来は自粛する。</li> </ul>

○大規模感染症流行発生時の議会事務局の優先業務

A 従来どおり継続する業務

- ・議員の出欠に関すること
- ・議員の公務災害に関すること
- ・議事日程及び諸報告に関すること
- ・本会議及び委員会に関すること
- ・議会運営委員会その他会議に関すること
- ・議会の傍聴に関すること
- ・議案、請願、陳情、決議及び意見書に関すること
- ・本会議場及び委員会室等議会で使用する施設管理に関すること
- ・議会に属する予算及び経理事務に関すること

<b>B 取扱方法を変更・縮小して対応する業務</b>
-----------------------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・議員名簿・委員名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備に関すること</li><li>・文書の收受・発送及び保管に関すること</li><li>・公印の管理に関すること</li><li>・職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること</li><li>・職員の研修に関すること</li><li>・慶弔に関すること</li><li>・議長会に関すること</li><li>・議員共済に関すること</li><li>・会議録その他会議記録の調整保管に関すること</li><li>・法令の調査研究に関すること</li></ul> |
|---|

<b>C 中断又は中止する業務</b>
---------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・儀式、接待及び交際に関すること</li></ul> |
|--|

(7) その他の対応

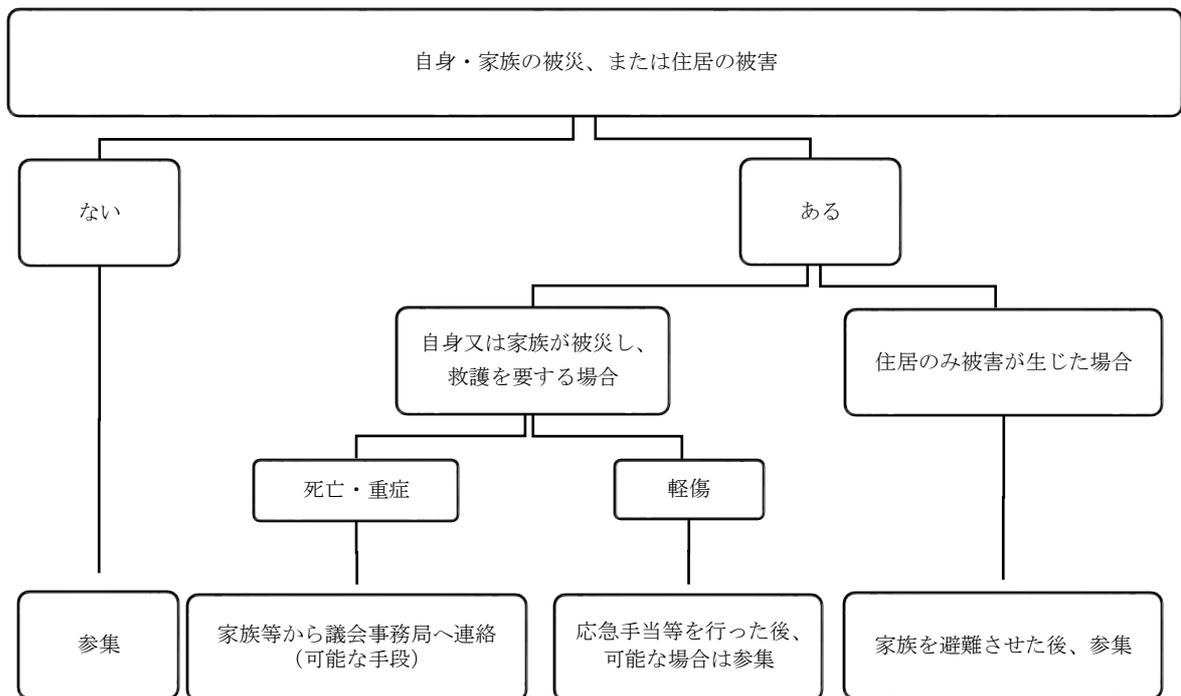
- ① 議会の対応の基本は、議会災害対策会議又は各派代表者会議において別途定める対応方針によるものとする。
- ② 本会議の傍聴は、原則自粛とし、オンラインでの視聴を勧める。やむを得ない場合には、感染拡大防止措置（マスク着用等）を講じた上で傍聴を認める。この場合、事後追跡ができるよう名前及び連絡先を確認する。
- ③ 委員会の傍聴は中止する。オンラインでの視聴を案内するが、視聴が難しい場合については、タブレット端末の貸し出しなど、別途手段を検討し、傍聴機会を担保する。
- ④ 感染が急増している局面においては、本市議会の県外への視察及び県外からの視察の受入を見合わせる。ただし、オンラインによる視察については可とする。先方の受け入れ状況や、視察受入をする場合には、当議会及び執行部の状況を確認しつつ、可否を検討する。

### 議員安否確認表

確認日時	月 日( : ) ( 電話 ・ メール ・ 来庁 ・ その他 )
議員氏名	
確認者名	

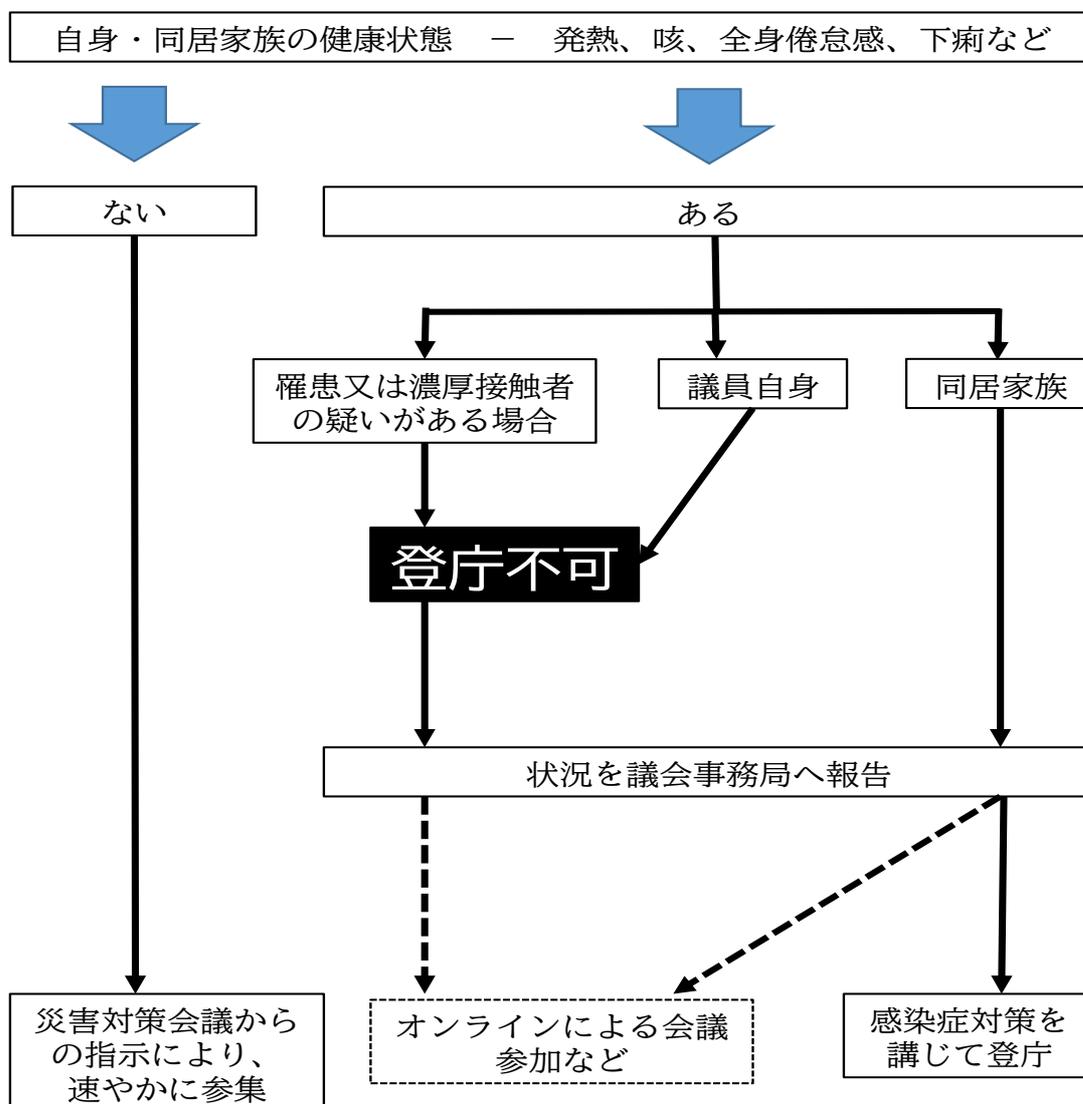
安否確認	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 ・ 重症 ・ 軽症 ・ その他( )	
			無	
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 ・ 子ども ・ その他( )	
			無	
所在地	自宅 ・ 自宅外 ( )			
居宅の状況	被害	有 (全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水)		
		無		
参集の可否	可 ・ 否	参集可能な時期		
連絡先	議員との連絡がとれない場合は家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他				

参考資料 (参集フロー)：風水害



※ このフロー図は、議長等の指示により参集する必要が生じた場合のものであり、災害が発生した場合、議員はまず自身及び家族の安全を確保し、その後は、原則地域に残り、災害活動への協力・支援を行う

### 議員の参集前の確認フロー



※議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動、議会事務局との連絡事項及びその伝達方法等について、家族と情報共有しておくことが必要となる。